

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、上越市財務規則（昭和46年規則上越市第35号）第67条の3第1項及び第4項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定したので、同規則第67条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月10日

上越市長 中川 幹 太

記

1 指定納付受託者

名称	所在地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
第四ジェーシービーカード株式会社	新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号 だいし海上ビル
第四ディーシーカード株式会社	新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号 だいし海上ビル
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13階
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス

2 指定納付受託者の指定をした日

令和6年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

ふるさと上越応援寄附金（インターネットにより納付されたものに限る）

4 歳入を納付させる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで